

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令要綱

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行期日は、令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年八月十五日とすること。